

協議第 1 1 号

事務事業の調整方針（案）について

事務事業の調整方針（案）について別紙のとおり協議する。

平成 1 5 年 2 月 2 0 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

事務事業の調整方針(案)

石狩市・厚田村・浜益村(以下「1市2村」という。)が現在行っている各種の事務事業の協議調整に当たっては、次の5つの原則を総合的に勘案し調整するものとする。

1 協議調整の原則

- (1) 一体性確保の原則(新市に移行する際、住民生活に支障がないように速やかな一体性の確保に努める。)

新市に移行する際、住民生活に混乱をきたすことがあってはならない。

特に、住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、保健・福祉サービスや各種施設の利用など住民の生活に直接関わる事項については、支障が生じないように速やかな一体性の確保に努めるものとする。

- (2) 福祉向上の原則(住民福祉の向上に努める。)

現在1市2村で行っている各種の行政サービスにおいて、差異があるものについては、住民福祉の向上に配慮し、必要な調整に努めるものとする。

- (3) 負担公平の原則(負担公平の原則に立ち、行政格差の解消に努める。)

地方税、保険料、使用料・手数料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないように十分配慮し、調整に努めるものとする。

ただし、新市への移行期において負担の急激な変化が生じるものについては、緩和策等を考慮するものとする。

- (4) 健全な財政運営の原則(健全な財政に努める。)

事務事業の一元化を図る際には、後年度負担も考慮し、地方分権社会に対応した健全な財政運営が可能となるように努めるものとする

- (5) 行政改革推進の原則(行政改革の観点から、事務事業の見直しに努める。)

行政改革の視点に立ち、新市の規模に見合った事務事業の見直しに努めるものとする。

2 協議調整の進め方等

原則として合併時に制度等を統合していくものとするが、これまでの経緯や住民への影響等から統合が難しいものや、新市において統合を図ったほうが適当と考えられるものについては、新市において調整していくものとする。